

東京都立上水高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和5年1月11日
校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

これまでにいじめに関わる重大な事態が発生した本校においては、本校教職員が、そのことを真摯に受け止め、二度と重大な事態を引き起こさない決意の下、以下の四つのポイントを肝に銘じていじめ問題の対応に当たる。

（１）教員の指導力の向上と組織的対応…学校一丸となって取り組む

いじめ問題に適切に対応できるようにするには、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個人による対応のみならず、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

○ 特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし、各々の教職員の役割と責任を明確化する。

（２）生徒からの声を確実に受け止め、生徒を守り通す……被害の生徒を守る

被害の生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害の生徒を組織的に守り通す取組を徹底して行う。

○ 被害の生徒の声やサインを早期かつ確実に受け止めるため、学級担任として生徒への積極的な働き掛けを行うとともに、学校いじめ相談メールやスクールカウンセラーによる面接などの取組を実施する。

○ 被害の生徒の安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、登下校時の付添いを実施する。

（３）いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり…周囲の生徒に働き掛ける

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒からの発信を促すために、生徒による主体的な取組を支援する。

○ 学校は、勇気をもって伝えた生徒を守り通すことを宣言し、登下校時の付添い等、いじめから守るための取組を、保護者や地域と連携しながら、継続的かつ徹底して行い、周囲の生徒の安全を確保する。

○ 周囲の生徒が「いじめを見て見ぬふりしない」よう道徳や特別活動等で指導するとともに、「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等いじめの撲滅に向けた生徒会等による主体的な取組を支援する。

（４）保護者・地域・関係機関との連携…社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携が必要である。

○ 保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による生徒の見守りを実施する。

○ いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を実施する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための学校いじめ対策委員会を設置する。

年間3回実施する「いじめ発見のためのアンケート」（「いじめ発見のチェックシート」やいじめ実態調査）を活用することはもちろん、その他の意識調査等にもいじめを含む人間関係のトラブル等が生じていないか確認するとともに、家庭からの相談やスクールカウンセラー等からの情報に加え、学級担任等による日常的な声掛けや定期的な個人面談を実施し、教職員一人一人の気付きを同委員会で報告する仕組みを構築する。そのためには、年間3回以上の「いじめに関する校内研修」等を通して、教職員がいじめの発見につながる鋭敏な感覚を養うとともに、同委員会が、生徒に関する情報の引き継ぎや共有を徹底するための役割を果たすことができるよう、同委員会の役割と常にその機能性の向上に努める。

また、同委員会が中心となって、心理職、医師、弁護士等の外部人材を活用した「いじめ防止に関する授業」など、年間3回以上の「いじめに関する授業」を実施し、各種相談窓口の案内等により、いじめが許されないことを啓発する学校環境づくりをと併せて、生徒の適切な援助希求行動を促す「SOSの出し方に関する教育」を推進する。

イ 所掌事項

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

○ いじめの防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。

○ いじめの相談、通報の窓口に関すること。

○ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などにかかわる情報の収集と記録、共有に関すること。

○ その他いじめ防止等に関すること。

ウ 会議

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を設置し、会議を毎月1回程度開催する。

なお、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、各分掌部主任、各年次主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

学校サポートチームは、学校いじめ対策委員会を支援する役割を担い、以下の内容を所掌する。

○ いじめを含む生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けて学校の取組についての助言、支援に関すること。

ウ 会議

会議は、次の各号に掲げる場合に校長が招集する。

○ 校長が必要と認めたとき。

○ 校長は、メンバーのうち必要と認める者だけを会議に招集することができる。

エ 委員構成

東京都立上水高等学校学校運営連絡協議会委員、その他校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめ問題に関する年間指導計画の作成、実行

ウ いじめに関する校内研修の計画、実施

エ 弁護士等を活用した法教育の実施

オ 「いじめに関する授業」の実施、生徒会等による取組への支援

カ 学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催

キ 学校評価による検証と基本方針の見直し

(2) 早期発見のための取組

ア スクールカウンセラーによる全員面接や相談メール等の状況の把握

イ 担任による定期的な個人面談の実施

ウ 定期的な教育相談委員会の開催

エ 全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察の実施

オ 「生活意識調査」や「いじめ実態調査」等の実施によるいじめに係る情報の収集と年次会における確認及び情報共有

カ 「いじめ発見のチェックシート」やいじめ実態調査等により把握した情報の集約・分析・リスト化及び管理職、教育相談委員会、生徒部、その他の教員での情報の共有

キ 学校便りや保護者会を通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有

(3) 早期対応のための取組

ア 生徒や保護者等からの相談内容の年次会及び教育相談委員会における速やかな情報共有及び対応策の検討、実施

イ 加害の生徒に対する組織的・継続的な観察、指導等

ウ 被害の生徒やその保護者へのスクールカウンセラー、S S W、Y S W等を活用したケア

エ いじめを伝えた生徒の安全確保の具体的方策

オ 学校いじめ対策委員会や学校サポートチームを通じた外部機関との情報共有、連携

カ いじめ対策保護者会の開催を通じた、保護者との情報共有

キ 教職員による校内巡回や登下校時の見守り

(4) 重大事態への対処

- ア 東京都教育委員会への報告と連携
- イ 被害の生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底
- ウ 被害の生徒への緊急避難措置の検討、実施
- エ 加害の生徒への懲戒や出席停止の検討
- オ 警察への相談・通報や児童相談所等との連携
- カ いじめ対策緊急保護者会の開催
- キ 保護者や地域との連携の具体的方策
- ク スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用計画の策定
- ケ 「いじめ防止対策推進法」第28条に基づく調査を実施するため東京都教育委員会が設置する組織との連携・協力

5 教職員研修計画

- (1) いじめ防止対策推進法等で示されている取組を教職員が確実に行えるようにするため、教職員に対する校内研修を実施する。
- (2) いじめ・自殺防止、命を守る視点での校内研修を、学校いじめ対策委員会が中心となって計画し、年3回実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会を積極的に活用し、学校いじめ防止基本方針や日頃からの学校の取組姿勢について保護者に対し説明し理解を得る。
- (2) 保護者会やSNSの活用によりスクールカウンセラーや各種相談窓口等を紹介し、保護者が相談室を活用しやすい環境を整える。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 警察や児童相談所等との日常的な連携を密にし、情報の共有を図る。
- (2) 警察への通報の在り方についてスクールサポーター等と事前に相談をして共通理解をもつ。
- (3) 地域人材を活用し、登下校時など地域と一体となった取組を実施する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 生徒や保護者に対して、いじめの有無や状況を正確に把握できる質問等を検討する。
- (2) いじめ防止等に関する学校の取組について適正な評価ができる質問等を検討する。
- (3) 学校評価を受けて、学校いじめ対策委員会が中心となり取組の成果と課題を検証して、基本方針の改善や今後の指導のあり方を示し、全教職員に周知する。